



高松市告示第 5 3 1 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 8 条第 1 項の規定により
定めた高松農業振興地域整備計画のうち、同条第 2 項第 1 号に掲げる事項に係るもの（農用
地利用計画）を変更したので、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の
規定に基づき公告します。

また、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 2 項の規定により、当該高松
農業振興地域整備計画を次により縦覧に供します。

令和 8 年 9 月 3 0 日

高松市長 大 西 秀 人

1 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（市の休日を除く。）

2 縦覧場所

高松市役所 創造都市推進局産業経済部農林水産課

3 変更年月日

令和 8 年 9 月 3 0 日